

基礎からの損益分岐点(1)

中小企業の多くは、同じような悩みを抱えています。「目標利益のためにどれだけ売上が伸びればいいのか分からない」、「売上が増えたのに利益が思ったより伸びない」、「コスト削減をしたいけど、どこから手をつければ効果的なのか分からない」などです。これらは、自社の費用と利益の構造を把握できていないという、共通の原因から発生しています。これらの構造を把握する手段が「損益分岐点分析」であり、今号よりその基礎について解説します。

■損益分岐点とは？

売上高と総費用の額がちょうど等しくなる点（売上高）で利益がゼロになるポイントです。つまり、その点以下の売上高では赤字が発生し、その点を超える売上高を計上してはじめて黒字となります。

損益分岐点は、その売上高により最終的に黒字となるか赤字となるかを分析するための手法で、これを使うことで「どの程度の売上高になれば黒字になるのか」、「利益目標を達成するために必要な売上高」や「どの部分に経費がかさんでいるのか」などを把握することができるようになります。

■費用の分解

損益分岐点分析では、自社で発生している総費用を「固定費」と「変動費」に分けることが必要となります。

決算書では、費用を固定費・変動費に分けることはありませんが、収益性を見極め、利益をコントロールするための損益分岐点分析では、自社の全ての費用を「固定費」と「変動費」に分解する必要があります。

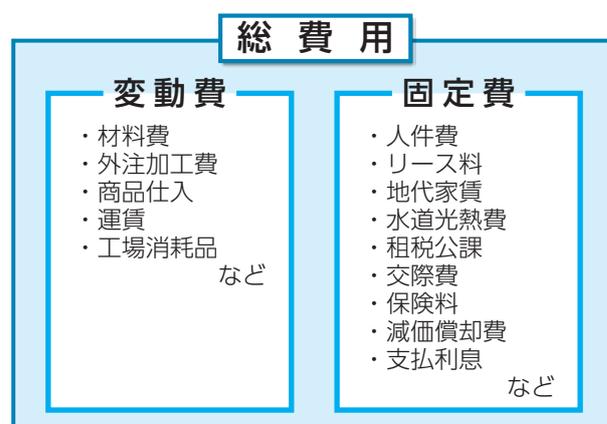
(1) 固定費とは？

固定費とは、売上高（生産量）に関わらず固定的に発生する費用のことです。

(2) 変動費とは？

変動費とは、売上高の増減に比例して変わる費用のことです。

決算書では「固定費」と「変動費」に区分して計上されていませんので、自社の実状に応じて決算書の各費用を区分する必要があります。一般的には次の図のように区分されます。



■損益分岐点となる売上高の計算

「変動費」は売上高に比例して増減するため、自社の「変動費÷売上高」は概ね一定となり、これを「変動費率」といいます。

自社の総費用は、分解すると

$$\text{総費用} = \text{変動費} + \text{固定費}$$

$$\text{総費用} = \text{売上高} \times \text{変動費率} + \text{固定費}$$

となります。

損益分岐点では利益がゼロ、すなわち、総費用と売上高が等しくなりますので、

$$\text{売上高} = \text{総費用}$$

$$\text{売上高} = \text{売上高} \times \text{変動比率} + \text{固定費} \cdots \textcircled{1}$$

となり、①から損益分岐点となる売上高は、**損益分岐点売上高 = 固定費 ÷ (1 - 変動比率)**と計算することができます。

このように、自社の売上高に占める変動費の割合（変動費率）と固定費の額が分かれば、黒字と赤字の転換点となる売上高、すなわち損益分岐点売上高を知ることができます。

次号では、具体例や損益分岐点の活用方法について解説します。

(鶴巻博行公認会計士・税理士事務所)

「個人型確定拠出年金」について

1. 「確定拠出年金（DC）」とは

「確定拠出年金（以下DC）」は、公的年金に上乗せして給付を受ける私的年金のひとつです。基礎年金、厚生年金保険と組み合わせることで、より豊かな老後生活を実現することが可能となります。

DCの仕組みは、掛金を定めて事業主や加入者が拠出したものを、加入者自らが運用し、掛金と運用益の合計額をもとに将来の給付額が決定されるというもので、企業が実施する「企業型DC」と、個人で加入する「個人型DC」があります。

2. 「個人型DC」とは

個人型DCの加入者は、これまで自営業の方などに限られていましたが、平成29年1月からは、企業年金などに加入している方や、公務員、専業主婦の方を含め、基本的にすべての方が加入できるようになります。加えて、転職したときなどの積立資産の持ち運び（ポータビリティ）も拡充し、より使いやすい仕組みになります。

また、個人型DCの普及促進のための愛称が、英文表記の一部を使った「iDeCo（イデコ）」に決まりました。

現 在		平成29年から新たに加入できる方	
企業年金等に加入していない方	自営業者等	企業年金等に加入している方や公務員等	専業主婦
年額27万6千円	年額81万6千円	年額24万円*1 または 年額14万4千円*2	年額27万6千円

（拠出限度額）

※1 企業型DCにのみ加入している方の額

※2 企業型DCにのみ加入している方以外の方の額

3. 「個人型DC」のメリット

（1）掛金が全額所得控除

毎月の掛金が全額所得控除の対象となります。例えば、毎月2万円ずつ掛金を拠出した場合、税率20%とすると、年間4万8千円（仮に35歳から60歳までの25年間掛け続けると総額120万円）の節税効果があります。

（2）運用益も非課税

通常、金融商品の運用益には、税金がかかりますが、個人型DCの運用益は非課税*3です。

※3 積立金には別途1.173%の特別法人税がかかりますが、現在まで課税が凍結されています。

（3）受け取り時の税制優遇措置

老齢給付金を一時金として受け取る場合は、「退職所得控除」、年金として受け取る場合は、「公的年金等控除」という大きな控除が受けられます。

4. 「個人型DC」の給付

（1）給付の種類

以下の給付を受けることができます。

老齢給付金	障害給付金	死亡一時金
5年以上20年以内の 有期年金 *4 (終身年金を取り扱っている運営管理機関もあり)		一時金

※4 年金の全部または一部を、一時金として受け取ることも可能

（2）老齢給付金の支給年齢

老齢給付金の受給開始年齢は、加入期間によって異なります。

加入期間	老齢給付金受給年齢
10年以上	60歳
8年以上10年未満	61歳
6年以上8年未満	62歳
4年以上6年未満	63歳
2年以上4年未満	64歳
1年以上2年未満	65歳

5. 最後に

個人型DCは、老後の生活資金として様々な優遇措置があり、運用によっては受け取る年金額が増える魅力的な制度ですが、運用リスクを個人が負う、口座管理費などの手数料の発生、60歳前の引き出しができないなどの注意すべき点もありますので、加入前に、あらかじめ制度の内容や運用商品の内容を理解しておくことが大切です。

（特定社会保険労務士（土浦支部）小林基伸）